

動物の輸出入検疫速報(平成22年11月分)

(単位:頭、羽、群)

	輸 入	輸 出
牛	-	-
豚	57	-
めん羊	-	-
山羊	-	-
その他の偶蹄類	17	-
馬	569	24
その他の馬科	-	-
兎	976	10
鶏	-	-
うずら	-	-
だちょう	-	-
七面鳥	-	-
あひる	-	-
がちょう	-	-
その他のかも目の鳥類	-	-
きじ	-	-
ほろほろ鳥	-	-
初生ひな(鶏)	64,775	-
初生ひな(その他)	1,678	-
種卵	-	-
みつばち(群)	499	-
指定検疫物以外の動物(注2)	-	12,699
犬	423	325
猫	93	112
あらいぐま	-	-
きつね	-	-
スカンク	-	-
サル	758	-

(資料)動物検疫所調べ

(注)1 解放頭羽数ベースの速報値のため、数値が変更となることがある。

2 :家畜伝染病予防法第45条第1項第1号に基づく検査を実施した動物。

輸入畜産物検査数量速報（平成22年11月分）

（単位：Kg）

骨類	骨	碎骨	蹄角	骨髄	蹄角粉	その他の骨	計
	1,971,813	945,712	20,246	117,668	-	-	3,055,439
肉類	牛肉	豚肉	めん羊肉	山羊肉	シカ肉	その他の偶蹄類肉	加熱処理牛肉
	48,853,621	72,085,039	908,058	8,920	961	-	644,903
	加熱処理豚肉	加熱処理その他の偶蹄類	ハム	加熱処理ハム	ソーセージ	加熱処理ソーセージ	ベーコン
	1,363,329	-	150,106	13,243	905,375	2,517,179	238,335
	加熱処理ベーコン	馬肉	兎肉	家禽肉	犬肉	非加熱その他の肉	加熱処理その他の肉
	5,477	360,729	15,881	33,381,153	-	1,150,202	6,440,858
	家禽加熱処理肉	加熱処理その他の家禽肉					計
33,361,921	2,838,409					205,243,700	
臓器類	牛臓器	豚臓器	その他の偶蹄類の臓器	加熱処理牛の臓器	加熱処理豚の臓器	加熱処理その他の偶蹄類の臓器	偶蹄類以外の臓器
	147,828	29,767	560	-	-	-	102,650
	消化管等	加熱処理消化管等	ケーシング	脂肪	非加熱その他の臓器	加熱処理その他の臓器	加熱処理家禽臓器・消化管
	2,368,136	276,910	272,476	1,345,804	4,818	-	275,087
加熱処理その他の家禽臓器						計	
-						4,824,037	
卵類	食用殻付卵	液卵	その他の卵				計
	-	502,786	16,079				518,865
皮類	牛皮	豚皮	めん羊皮	山羊皮	シカ皮	その他の偶蹄類の皮	馬皮
	3,620,798	209,011	116,000	29	14,510	-	176,103
	兎皮	犬皮	その他の皮				計
-	-	-				4,136,451	
毛類	牛毛	豚毛	羊毛	山羊毛	シカ毛	その他の偶蹄類の毛	馬毛
	-	200	2,075	4,754	-	4,743	9,061
	兎毛	羽毛	犬毛	その他の毛			計
13,040	419,164	-	-			453,036	
ミール類	血粉	肉粉	肉骨粉	皮粉・羽毛粉			計
	219,542	1	-	-			219,543
その他畜産物	精液（アンブル）	受精卵（個）	ふん・尿				計
	74,599	173	-				0
わら類	穀物のわら	飼料用の乾草	その他				計
	17,893,390	-	98,631				17,992,021
							総計
							236,443,093

資料）動物検査所調べ

- （注） 1. 解放重量ベースの速報値の為、数値が変更となることがある。
 2. 携帯品・郵便物として輸入されたものは除く。
 3. 「家禽肉」は、鶏、あひる、うずら、がちょう、だちょう及びその他かも自由来の肉、ハム、ソーセージ及びベーコンである。
 4. 「偶蹄類以外の臓器」には、馬、家禽、兎及び犬の臓器を含む。
 5. 「消化管等」には、消化管、子宮及び膀胱を含む。
 6. 「その他の肉（臓器）」には、餃子やピザなど肉（臓器）を含む調製品である。
 7. 「加熱処理肉」、「加熱処理ソーセージ、ハム、ベーコン」、「その他の加熱処理肉」は、農林水産大臣の指定した処理施設で一定の加熱処理がなされたものである。なお、家禽肉由来のものは含めない。
 8. 「家禽加熱処理肉」は、農林水産大臣の指定した施設で加熱処理された鶏、あひる、うずら、がちょう、だちょう及びその他かも自由来の肉、ハム、ソーセージ及びベーコンである。
 9. その他の畜産物の計に精液、受精卵は含めない。
 10. 総計に「その他の畜産物」は含めない。

輸出畜産物検査数量速報（平成22年11月分）

（単位：

骨類	骨	砕骨	蹄角	骨髄	生骨粉	加熱処理骨粉	蹄角粉
	-	-	-	27	-	-	-
	その他の骨						計
	-						27
肉類	牛肉	豚肉	めん羊肉	山羊肉	シカ肉	その他の偶蹄類肉	ハム
	53,526	21,611	-	-	-	-	2,052
	ソーセージ	ベーコン	馬肉	兎肉	家禽肉	犬肉	その他の肉
	4,091	215	-	-	1,761,873	-	14,652
							計
						1,858,020	
臓器類	牛臓器	豚臓器	その他の偶蹄類の臓器	偶蹄類以外の臓器	消化管等	ケーシング	脂肪
	-	-	-	24	5,842	-	-
	非加熱 その他の臓器						計
						5,866	
卵類	殻付卵	液卵	その他の卵				計
	76,941	-	-				76,941
皮類	牛皮	豚皮	めん羊皮	山羊皮	シカ皮	その他の偶蹄類の皮	馬皮
	1,303,584	5,818,826	-	-	-	-	-
	兎皮	犬皮	その他の皮				計
						7,122,410	
毛類	牛毛	豚毛	羊毛	山羊毛	シカ毛	その他の偶蹄類の毛	馬毛
	-	-	-	46	-	-	-
	兎毛	羽毛	犬毛	その他の毛			計
	11,407	-	-			11,453	
ミール類	血粉	肉粉	肉骨粉	羽毛粉			計
	-	-	-	-			0
その他畜産物	精液 (アンブル)	受精卵 (個)	ふん・尿				計
	-	-	270,000				270,000
						総計	
						9,344,718	

資料) 動物検査所調べ

- (注) 1. 解放重量ベースの速報値の為、数値が変更となることがある。
2. 携帯品・郵便物として輸出されたものは除く。
3. 「家禽肉」は、鶏、あひる、うずら、がちょう、だちょう及びそのほかのかも目由来の肉である。
4. 「偶蹄類以外の臓器」には、馬、家禽、兎及び犬の臓器を含む。
5. 「消化管等」には、消化管、子宮及び膀胱を含む。
6. 「その他の肉(臓器)」は、餃子やビザなど肉(臓器)の調製品である。
7. その他の畜産物の計に精液、受精卵は含めない。